

# 木造戸建住宅耐震改修工事費補助 補助金申請の手引き

令和8年4月1日作成

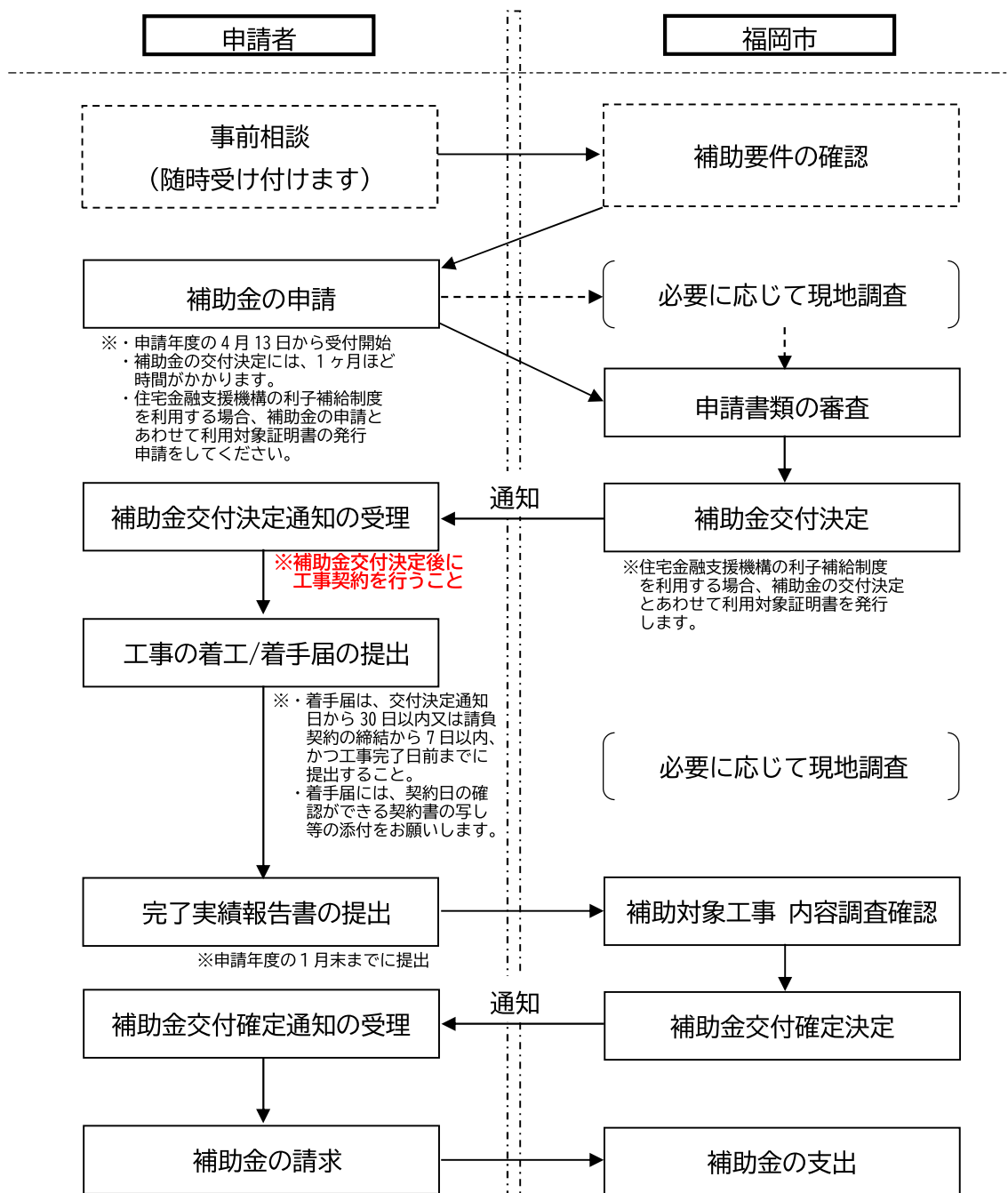
## 【目次】

<b>1. 補助事業の流れ</b>	<b>・・・ P 3</b>
木造戸建住宅耐震改修工事費補助事業の流れ	・・・ P 3
<b>2. 補助対象の要件</b>	<b>・・・ P 4</b>
(1) 補助対象住宅	・・・ P 4
(2) 補助申請者	・・・ P 4
(3) 補助対象工事	・・・ P 4
(4) 補助対象工事費	・・・ P 5
<b>3. 補助金交付申請</b>	<b>・・・ P 6</b>
(1) 補助金交付申請について	・・・ P 6
(2) 必要書類	・・・ P 6
<b>4. 着手届</b>	<b>・・・ P 9</b>
(1) 着手届について	・・・ P 9
(2) 必要書類	・・・ P 9
<b>5. 補助申請内容の変更</b>	<b>・・・ P 10</b>
(1) 変更申請について	・・・ P 10
(2) 必要書類	・・・ P 10
<b>6. 工事の中止</b>	<b>・・・ P 13</b>
(1) 工事の中止について	・・・ P 13
(2) 必要書類	・・・ P 13
<b>7. 完了実績報告書</b>	<b>・・・ P 14</b>
(1) 完了実績報告書について	・・・ P 14
(2) 必要書類	・・・ P 14
<b>8. 補助金の請求</b>	<b>・・・ P 15</b>
(1) 補助金の請求について	・・・ P 15
(2) 必要書類	・・・ P 15
<b>9. 申請と工事における注意事項(施工業者向け)</b>	<b>・・・ P 16</b>
(1) 補強計画について	・・・ P 16
(2) 写真について	・・・ P 18

別紙 申請者が法人である場合の、消費税額の取り扱いについての届出

# 【1. 補助申請の流れ】

## (1) 木造戸建住宅耐震改修工事費補助事業の流れ



### ●耐震改修促進税制があります

建物全体の耐震化にかかる工事を行った場合は、所得税や固定資産税の減額を受けられることがあります。減額を受けるために必要な「住宅耐震改修証明書」は工事完了後に発行することが出来ます。(補助金交付決定通知の際に申請書類等お渡しします)

## 【2. 補助対象の要件】

### (1) 補助対象住宅

次の全ての要件を満たす木造戸建住宅。

- ① 在来軸組構法、伝統的構法及び枠組み壁工法（ツーバイフォー構法）で建築されたもの
- ② 店舗等の用途を兼ねる場合、店舗等の用に供する部分の床面積が建築物全体の床面積の2分の1未満のもの
- ③ 昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建築又は工事に着手したもの（昭和56年6月1日以降に増築等を行ったものを含む）
- ④ 地階を除く階数が2以下のもの

### (2) 補助申請者

次の①～③のいずれかに該当し、ア～エの全ての要件を満たす者。

- ① 申請する補助対象住宅の所有者（個人、法人は問わない）
- ② ①の2親等以内の親族であって、所有者全員から工事を行うこと及び当該補助金申請を行い、補助金の交付を受けることの承諾を得た者
- ③ その他市長が認める者

ア 当該補助事業及び平成26年3月31日に廃止した福岡市住宅耐震改修工事費補助要綱に基づく補助金の交付を過去にうけたことがないこと

イ 本市の市税を滞納していないこと

ウ 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員でないこと（法人の場合は役員に暴力団員がいないこと）

エ 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと（法人の場合は役員にいないこと）

### (3) 補助対象工事

次のいずれかに該当する工事。

- ① 耐震診断を行った結果、上部構造評点が1.0未満のものを建物全体が1.0以上になるよう補強する工事
- ② 耐震診断を行った結果、上部構造評点が1.0未満のものを、1階部分が1.0以上になるよう補強する工事

※ 耐震診断とは、一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法の基準に基づき、建築物の地震に対する安全性を評価されたものをいいます。

※ 住宅耐震改修証明書（所得税額控除や固定資産税減額に必要な書類）の発行については、①の工事の場合のみ対象です。申請書類については、交付決定通知の際に市の担当者よりお渡しします。

## (4) 補助対象工事費

耐震改修工事に要する費用。費用の例は下記のとおり。

- ① 既存建築物の耐震性能を向上させるための耐震改修工事費
  - ・基礎を新設又は補強する工事（基礎評価の向上による壁耐力の向上が見込める工事）
  - ・壁の補強や貼替、新設により、その壁の保有耐力を向上させる工事
  - ・壁と柱・基礎との接合部金物の補強や新設により、その壁の接合部耐力低減係数及び壁保有耐力を向上させる工事
  - ・屋根を軽量化することにより、床面積あたりの必要耐力を低下させる工事
  - ・減築（建物を一部解体）することにより、必要耐力を低下させる工事
  - ・劣化している構造材等を修繕等によって改善し、劣化度による低減係数及び保有耐力を向上させる工事
  - ・上記工事を行うにあたって必要となる解体工事や復旧工事、設備の仮撤去・復旧工事、アスベスト調査・撤去工事
- ② 間接工事費（共通仮設費、現場管理費）や諸経費

**※補助対象工事費とならない、注意が必要な工事等の例は下記のとおり。**

- ① 壁の貼替を行うものの、その壁の壁基準耐力の合計は向上しない工事
- ② 屋根の葺き替え工事で、耐震診断上、建物の重さの判定が変わらない工事
- ③ 劣化している部分の改善工事であるが、仕上げ材（壁の表面等）の傷の補修や塗装等、耐震診断上、構造材への影響等がない部材の工事で、建物の保有耐力等は向上しない工事。
- ④ 他の補助制度（市、国、県などに関わらず）で申請している費用。同じ工事費用に対して、補助金を重複して申請することはできません。
- ⑤ 補助金の申請等業務を代行する場合の手数料

## 【3. 補助金交付申請】

### (1) 補助金交付申請について

補助金の申請とは、補助金交付申請書（様式第1号）および要綱第10条に定める必要書類の全てを提出することです。

補助金交付申請を市が受け付けた後、書類の審査（基本約1ヶ月の時間を要します）を経て、補助金交付決定通知を出します。

工事の契約、着工、領収等については、当該補助金交付決定通知を受けた後、行うことができます。補助金の申請や補助金交付決定通知を受ける前に工事の契約等を行っている場合は補助金交付の対象外となるので、十分ご注意ください。

また、工事開始予定時期や補助金交付申請の審査期間（約1ヶ月）等を鑑みて、書類が全て揃わないやむを得ない事情（建物所有者を示す書類が法務局で作成中等）がある場合は、市の担当者へご相談ください。

### (2) 必要書類

補助金交付申請書に添えて提出が必要な書類は以下のとおりです。

- ① 昭和56年5月31日以前に建築された住宅であることを証明するもの（建築確認通知書又は検査済証の写し等）  
認められる書類は、下記ア～オのいずれかの書類です。
  - ア 建築当初に発行している建築確認通知書又は検査済証の写し（建物を建てる際に必要な、建物が法律に適合することを確認する申請に対する通知書のことです）
  - イ 昭和56年5月31日以前に増築工事を行っている場合、当該増築工事の建築確認通知書又は検査済証の写し
  - ウ アまたはイの情報が確認できる、台帳記載事項証明書（福岡市役所建築指導課で取得ができます）
  - エ 建築士（1級建築士もしくは2級建築士の資格を持つ者）が建築基準法集団規定に違反していないことを証明する書類
  - オ 昭和25年11月22日以前（建築基準法施行以前）に建築された建築物、もしくは建築当初に市街化調整区域であった建築物である場合、固定資産公課証明書（各区役所納税課等で取得ができます）。取得する際は、備考欄に建築時期及び経過年数を記載するよう依頼して取得してください。

#### ※注意事項

- ・ ア～ウの書類が準備できず、エの書類をもって申請しようとする場合は、一度市の担当者へご相談ください。（参考書式をお渡しします）
- ・ 建築当初から比べて、構造が大きく変わる増築工事を行っている場合（階数の変わる工事や延べ床面積が1/3以上増加している工事等）は、増築を行った際（または行った後）のア～エいずれかの書類も添えて提出してください。

## ② 補助対象住宅の所有者がわかるもの

原則、建物の全部事項証明書（以下、「登記簿」という。）をもって認めます（法務局で取得可能です）。ただし、やむを得ない事情により、登記簿では申請者が建物の所有者であることを証明できない場合は、下記を参考に提出してください。

- ・ 登記簿に記載の所有者が申請者の2親等以内の者である場合は、2親等以内であることが分かる書類（戸籍謄本等）及び、所有者全員から工事を行うことや当該補助金の申請を行うこと、補助金の交付を受けることの承諾を得ていることが確認できる承諾書を登記簿に添えて提出してください。
- ・ 申請する住宅を取得した直後（購入等）の申請であり、登記簿への登記が申請時点で済んでいない場合は、取得していることを確認できる書類（建物の売買契約書等）を登記簿に添えて提出してください。
- ・ 登記簿に記載の所有者が亡くなっており、遺産分割協議書等の書面により相続人が明らかになっているが、登記簿への登記が申請時点で済んでいない場合は、当該遺産分割協議書等の書類を登記簿に添えて提出してください。
- ・ 登記簿に記載の所有者が亡くなっており、遺産分割協議書等の書面により相続人が明らかになっていない場合は、全ての法定相続人が確認できる書類（戸籍謄本等）及び全ての法定相続人から工事を行うことや当該補助金の申請を行うこと、補助金の交付を受けることの承諾を得ていることが確認できる承諾書を登記簿に添えて提出してください。
- ・ 上記以外の状況であって、やむを得ない事情により登記簿によって建物所有者の確認ができない場合は、固定資産税の納税者を確認できる、納税通知書等を提出してください。

### ※注意事項

①で提出する書類に記載されている所在地（地番）と登記簿に記載されている所在地が異なる場合には、土地の分筆・合筆等の変遷が確認できる、閉鎖登記簿を添えて提出してください。（法務局で取得可能です）

## ③ 所有者が法人である場合は、法人登記の全部事項証明書

役員全員のフリガナ及び生年月日が分かる資料を添えて提出してください。（様式の指定はありません）

## ④ 所有者が法人である場合は、消費税額の取り扱いについての届出等

法人が補助金を受ける場合、当該補助金は消費税額込みの工事費に対して補助金を交付していることから、当該補助金のうち仕入に係る消費税額として控除できる金額がある場合は、減額して申請、もしくは明らかになった時点（完了報告時点等）で報告して、当該仕入れにかかる消

費税相当額を減ずる、または市へ返還する必要があります。  
詳細は別紙（P.21）をご参照ください。

⑤ **耐震診断結果報告書**

一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法の基準に基づき、建築物の地震に対する安全性を評価された、耐震診断結果（各壁の保有耐力等が確認できる詳細部分を含む）が確認できる耐震診断結果報告書を提出してください。

⑥ **耐震補強計画書**

⑤に基づき、上部構造評点が1.0未満のものを建物全体が1.0以上に又は1階部分が1.0以上になるよう補強するよう計画された耐震補強計画書を提出してください。（⑤と同様に、各壁の保有耐力等が確認できる詳細部分を含む計画書を提出してください）

⑦ **見積書**

⑥の工事に要する額を確認できる見積書を提出してください。

その他、補助対象ではないリフォーム工事等を同時に契約する予定である場合は、まとめられた（補助対象外費用が含まれた）見積書でも問題ありません。ただし、「【2. 補助対象の要件】」の「(4) 補助対象工事費」を確認のうえ、補助対象工事費を明確にした見積書を提出してください。

**耐震診断・耐震補強計画の実施業者（以下「診断実施者」という。）と施工業者が一致する必要はありませんが、異なる場合には必ず、診断実施者と施工業者間で詳細に打ち合わせを行い、計画内容と実施する工事に違いが生じないように、十分に注意してください。**

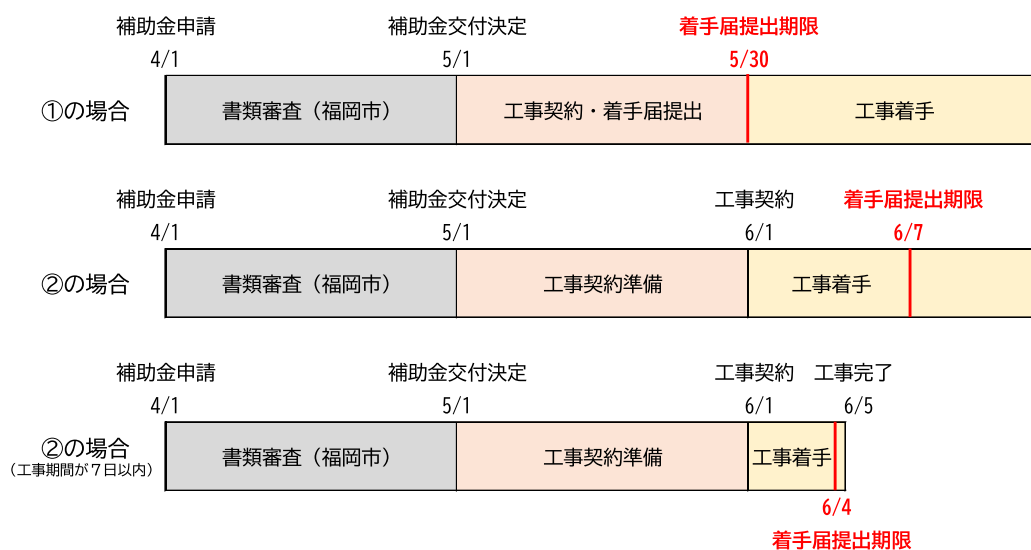
## 【4. 着手届】

### (1) 着手届について

補助金交付決定通知を受けた後、補助事業に着手したときは、着手届（様式第4号）に関係書類を添えて提出してください。

着手届は、①補助金交付決定通知があった日から起算して30日を経過した日まで、もしくは、②工事の契約をした日から7日以内かつ工事が完了する前の日までに提出しなければなりません。

〈提出期限の例〉



### (2) 必要書類

着手届に添えて提出が必要な書類は以下のとおりです。

- 耐震改修工事にかかる工事の契約をした日等が確認できる工事契約書等。認められる書類は、下記ア～オのいずれかの書類です。
  - ア 工事の契約日等が確認できる工事請負契約書
  - イ 工事の契約日等が確認できる注文書及び請書
  - ウ ア・イのような契約書等を交わさない少額な工事の場合、補助金申請者が工事の注文をした日及び施工業者が工事を受注した日が確認できる書類。
- 申請の内容に変更があった場合は、着手届の「3 備考」に変更内容を記載のうえ、変更内容が分かる書類（見積書や補強計画書等）を添えて提出してください。ただし、交付決定金額の変更を伴う変更である場合は、補助金交付変更申請書（様式第7号）に関係書類を添えて提出してください。

## 【5. 補助申請内容の変更】

### (1) 変更申請について

補助金交付決定通知を受けた後、事情により申請の内容に変更があったときは、すみやかに補助金交付変更申請書（様式第7号）に関係書類を添えて提出してください。

ただし、補助金交付決定通知の内容に変更がない、交付決定金額の変更を伴わない変更等の場合は変更申請の必要がない可能性があります。（※）

**申請の内容に変更がある場合は、速やかに市の担当者へご相談ください。**

※交付決定金額の変更を伴わない変更の場合は、補助金交付変更届の提出を必要とする場合や、完了報告の際に変更内容が確認できる書類を提出する必要があります。

### (2) 必要書類

補助金交付変更に伴い、提出が必要な書類および提出時期の例は以下のとおりです。

例1 婚姻等により戸籍上の氏（姓）が変わった場合

<提出時期> 変更後できるだけ速やかに

- ・ 補助金交付変更届
- ・ 旧氏、変更後の氏（姓）および変更した日が確認できる戸籍謄本等

例2 法人で申請をした者で、代表者が変わった場合

<提出時期> 変更後できるだけ速やかに

- ・ 補助金交付変更届
- ・ 変更前後の代表者および変更した日が確認できる法人登記簿等

例3 壁の貼替工事を行う耐震改修工事で、現存する壁を解体した際に耐震診断時の不可視部分に相違があった。その後、再度耐震診断および補強計画を作成したところ、上部構造評点は補助対象の要件（上部構造評点 1.0 未満の住宅を 1.0 以上にする工事）には適合しており、工事内容および金額の変更の必要はなかった。

<提出時期> 完了報告時

- ・ 完了実績報告書（様式第8号）の「補助事業の実施状況」に変更内容および金額に変更ない旨を記載
- ・ 変更内容が確認できる耐震診断結果報告書および耐震補強計画書

例4 壁の貼替工事を行う耐震改修工事で、現存する壁を解体した際に耐震診断時の不可視部分に相違があった。その後、再度耐震診断および補強計画を作成したところ、上部構造評点は補助対象の要件には適合しないことが発覚（事業実施後の上部構造評点が 1.0 未満となることが発覚）し、補強計画、工事内容および金額の変更が生じた。ただし、補

助金の額に変更はない変更であった。(補助上限額に達する交付決定であり、補助金額の増はない)

<提出時期>完了報告時

- ・ 完了実績報告書の「補助事業の実施状況」に変更内容を記載
- ・ 変更内容が確認できる耐震診断結果報告書および耐震補強計画書
- ・ 変更後の見積書

例 5 壁の貼替工事を行う耐震改修工事で、現存する壁を解体した際に耐震診断時の不可視部分に相違があった。その後、再度耐震診断および補強計画を作成したところ、上部構造評点は補助対象の要件には適合しないことが発覚(事業実施後の上部構造評点が 1.0 未満となることが発覚)し、補強計画、工事内容および金額の変更が生じた。これによって、補助金の額に増額の見込みがある。

<提出時期>変更が分かったのち速やかに

- ・ 補助金交付変更申請書
- ・ 変更内容が確認できる耐震診断結果報告書および耐震補強計画書
- ・ 変更後の見積書

例 6 申請当初の耐震補強計画から、間取り変更の意向の変化や耐震診断時の不可視部分の相違等により、工事内容の変更および契約金額の減額が生じた。ただし、補助金の額は上限額での決定となっていたことから、工事金額変更後も補助金の額には変更がない。

<提出時期>完了報告時

- ・ 完了実績報告書の「補助事業の実施状況」に変更内容を記載
- ・ 変更内容が確認できる耐震診断結果報告書および耐震補強計画書
- ・ 変更後の見積書

例 7 申請当初の耐震補強計画から、間取り変更の意向の変化や耐震診断時の不可視部分の相違等により、工事内容の変更および契約金額の減額が生じた。これによって、補助金の額に変更の見込みがある。

<提出時期>変更が分かったのち速やかに

- ・ 補助金交付変更申請書
- ・ 変更内容が確認できる耐震診断結果報告書および耐震補強計画書
- ・ 変更後の見積書

例 8 工事を発注する施工業者に変更があった。しかし、申請時点の金額と同額で契約した。もしくは、金額に変更があったが、補助金の額には変更はない。(補助上限額に達する交付決定であり、補助金額の増減はない)

<提出時期>変更後できるだけ速やかに

- ・ 補助金交付変更届
- ・ 変更後の施工業者からの見積書

例 9 工事を発注する施工業者に変更があった。また、契約金額の変更が生じたことから補助金の額に変更の見込みがある。

<提出時期>変更が分かったのち速やかに

- ・ 補助金交付変更申請書
- ・ 変更後の施工業者からの見積書

## 【6. 工事の中止】

### (1) 工事の中止について

補助金交付決定通知を受けた後、事情により補助事業を中止または廃止するときは、すみやかに補助金交付申請取下届（様式第5号）を提出してください。

### (2) 必要書類

補助事業の中止または廃止に伴い、提出が必要な書類は以下のとおりです。

- ・ 補助金交付申請取下届（様式第5号）

## 【7. 完了実績報告書】

### (1) 完了実績報告書について

補助金の完了実績報告とは、完了実績報告書（様式第8号）および必要書類の全てを提出することです。

補助事業を完了したときは、すみやかに完了実績報告を行ってください。

また、住宅耐震改修証明書（所得税額控除や固定資産税減額に必要な書類）の発行を希望する場合は、完了実績報告と同時に申請書を提出してください。申請書類については、交付決定通知の際に市の担当者よりお渡しします。

### (2) 必要書類

完了実績報告書に添えて提出が必要な書類は以下のとおりです。

#### ① 耐震改修工事内容の分かる写真

写真の撮り方や提出の仕方については、「【9. 工事における注意事項（施工業者向け）】」の「(2) 写真について」をご確認ください。

#### ② 領収書等

耐震改修工事にかかった金額を支払ったことが確認できる領収書等を提出してください。認める書類の例は下記のとおりです。

例1 施工業者から領収書が発行される場合

- ・ 領収書

例2 施工業者への支払いが銀行振り込みによるもので、領収書が発行されない場合

- ・ 支払った者、支払いを受けた者及び支払い金額等が確認できる利用明細票等
- ・ 施工業者から申請者への請求内容（請求事由・金額等）が確認できる請求書

※複数回に分けて支払いを行う場合は、補助金申請工事費の全額が確認できるよう、全ての領収書等を提出してください。

#### ③ 工事内容に変更があった場合には、変更内容が分かる書類

補助金交付変更申請書や補助金交付変更届の提出の必要がない、交付決定金額の変更を伴わない工事内容等の変更があった場合は、「【5. 補助申請内容の変更】」の「(2) 必要書類」における例3、例4、例6を参考に、変更内容が分かる書類を提出してください。

## 【8. 補助金の請求】

### (1) 補助金の請求について

補助金の完了実績報告を行い、市より補助金の確定通知を受けた場合、市の定める請求書を利用して補助金交付の請求をしてください。

※市からの補助金確定通知があったのち、請求が可能となりますので完了実績報告と同日で請求書を出すことが無いように注意してください。

### (2) 必要書類

補助金の請求に伴い、提出が必要な書類は以下のとおりです。

- ・請求書（市の担当者より提供します）

## 【9. 申請と工事における注意事項（施工業者向け）】

### （1）補強計画について

この補助金は、一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法の基準に基づき、建築物の地震に対する安全性を評価された「耐震診断」および、これに基づいて計画された「補強計画」が対象となります。補助金申請工事における施工方法は「木造住宅の耐震診断と補強方法」を基に検討してください。補助対象費用の範囲は【2. 補助対象の要件】の（4）補助対象工事費をご参照ください。

補助金申請に必要な見積書は、補強計画の内容と一致するものでないと受付できません。補助対象ではないリフォーム工事等を同時に契約する予定である場合は、まとめられた（補助対象外費用が含まれた）見積書でも問題ありません。ただし、「【2. 補助対象の要件】」の「（4）補助対象工事費」を確認のうえ、補助対象工事費を明確にした見積書を提出してください。

**耐震診断・耐震補強計画の実施業者（以下「診断実施者」という。）と施工業者が異なる場合は、診断実施者と施工業者間で詳細に打ち合わせを行い、計画内容と実施する工事に違いが生じないように、十分に注意してください。**

補助金申請後の工事着手後等に、現場の状況や補助金申請者の意向の変化等により工事内容を変更しようとする場合には、速やかに再度補強計画を行ったうえで補助金対象要件（上部構造評点が1.0以上になる工事等）に適合するか確認してください。特に、診断実施者と施工業者が異なる場合には、変更後も補助金対象要件に適合する工事となるよう詳細に打ち合わせを行い、計画内容と実施する工事に違いが生じないように、十分に注意してください。

劣化している構造材等を修繕等によって改善し、劣化度による低減係数及び保有耐力を向上させる工事を行う場合、必要に応じて図面に位置や改善方法を追記する等して、その工事の内容・場所の計画が分かるようにして申請をしてください。

耐震診断書や補強計画書、見積書などに不備がある場合、市の担当者より指摘を行い、修正を依頼する場合があります。

書類に不備があると市の書類審査が振り出しに戻り、相当の時間を要することになります。その結果、補助金申請者の希望工事期間に間に合わない、補助金申請者が工事を頼んで良いのか不信感をもつ等のトラブルが生じる可能性もありますので十分にご注意ください。

【よくある市からの指摘事項の例】

- ・壁の下に基礎が無いのかかわらず、基礎を「Ⅰ」や「Ⅱ」と評価している。(基礎が無い場合は基礎「Ⅲ」となる)
- ・耐震診断結果報告書と耐震補強計画書を比較したとき、工事を行う予定ではない壁に、仕様の変更がある。(壁を構成するボード等の種類が変わっている、耐力を評価していた壁材が無くなっている、補強予定箇所ではない箇所にボードが追加されている等)
- ・耐震補強計画書による補強箇所と、見積書に記載されている補強箇所の数の整合が取れない。
- ・実施する工事(耐震改修工事以外の工事を含む)について、木造2階建以上または延べ面積200㎡以上の平屋において、大規模な修繕・模様替え(建築基準法第2条14号、15号)に該当する工事を行う場合は、確認申請手続きが必要です。手続きに漏れが無いようご注意ください。

## (2) 写真について

市に完了報告を行う際は、耐震補強計画書上の図面を利用して記号（A，B，C...等）を付けるなどして撮影箇所が分かるように整理し、壁ごとや部屋ごとにまとめて、分かりやすいように整理してください。（撮影時に補強壁・柱に決めた記号を直接書く、ホワイトボードを活用して写真に写す等、位置を特定しやすく撮影すると、写真整理がしやすくなります）

写真はカラーで提出してください。

耐震補強計画書上、耐震性を向上させるために施工する金物・筋交い・壁・基礎・屋根、劣化改善箇所等は全て撮影してください。

補助申請における耐震補強計画書の工事内容を理解したうえで、写真撮影の漏れがないように十分注意してください。

補強した壁の撮影等を行う場合、耐震補強計画書上の図面等と比較して施工場所が確認できるよう、接写だけでなく周囲の間取りも確認できる遠景も撮影してください。

各工程ごとに可能な限り同じ構図（同じ画角）で撮影してください。

壁面の改修（筋交い設置や構造用合板等、新設壁材の施工等）を行う場合、補強壁前面が写るように撮影してください。場所の関係で写真1枚に収まらない場合は、上半分、下半分など、複数枚に分けて撮影してください。

例えば壁の貼替を行う場合、既存壁の解体から金物の施工、下地の設置、新規壁材の設置、クロス復旧と、一連の流れ全てが補助対象となります。そのため、必要な補強前の写真は解体を行う前の写真であることに留意し、その後の工程（各施工完了写真）は漏れなく撮影するよう注意してください。（クロス復旧など耐震補強上は評価されないもので、補助金申請工事とは別途にリフォーム工事等として実施し、補助金の申請をしていない場合は、当該写真は不要です）

補強する壁1箇所に施工する柱と梁、基礎等に接合する4箇所の金物は全て撮影してください。（写真が暗く認識できないこともありますので光を当てる等工夫して撮影してください）

**※ 全ての工事箇所が写真で確認できない場合、補助金が取消になる場合や再度施工を依頼する場合がありますので、漏れの無いよう、十分ご注意ください**

## 【写真撮影が必要な工事工程やまとめ方の例】

### ・壁補強工事の工程

工程	備考
着手前	※荷物等を移動させた後に撮影
既設撤去	既設壁撤去後の写真 ※補強前の状況の撮影
耐震補強①	補強金物設置、筋交い設置、枠組み設置、下地設置の写真 ※見え隠れ部分は漏れなく撮影
耐震補強②	補強壁材（構造用合板等）設置の写真
完了	仕上げ後（復旧後）の写真 ※荷物等を移動させる前に撮影

### ・基礎補強工事の工程

工程	備考
着手前	
既設撤去	（既存撤去・新設をする場合）
耐震補強	配筋、型枠設置の写真
完了	コンクリート流し込み後等

### ・屋根軽量化工事の工程

工程	備考
着手前	
既設撤去	瓦等撤去後の写真
完了	

・劣化改善工事の工程

工程	備考
着手前	劣化部分（ヒビ、欠損部分等）が分かる写真
完了	

・写真台帳のまとめ方の例

〇〇邸 耐震改修工事 1F洋室（A）		〇〇邸 耐震改修工事 1F洋室（A）	
写真	着手前	写真	筋交い設置
写真	撤去後	写真	構造用合板設置
写真	補強金物設置	写真	完了

## 申請者が法人である場合の 消費税額の取り扱いについての届出

法人が補助金を受ける場合、当該補助金は消費税額込みの工事費に対して補助金を交付していることから、当該補助金のうち仕入に係る消費税額として控除できる金額がある場合は、減額して申請、もしくは明らかになった時点（完了報告時点等）で報告して、当該仕入れにかかる消費税相当額を減ずる、または市へ返還する必要があります。

申請時点でどのように申請するか決定したうえで、必要な届出等により申し出てください。提出が必要な書類の例は下記のとおりです。（参考書式のお渡しが可能ですので市の担当者へご相談ください）

**例1 補助金にかかる消費税額は、全額が控除対象の仕入れ税額となることが見込まれる、もしくは消費税額の交付は不要と考えるため、消費税相当額を差し引いた補助金の交付を求める場合**

<提出時期>申請時

- ・補助金の交付の申請にかかる申出書

**例2 次のいずれかに該当する場合。（福岡市への返還額が必要ないケース）**

- ア 消費税の確定申告をしていない（免税事業者）
- イ 簡易課税方式により確定申告している
- ウ 特定収入割合が5%を超えている
- エ 補助対象経費に係る消費税を、個別対応方式において、非課税売上げのみに要するものとして確定申告している
- オ 補助対象経費が人件費等の非課税仕入のみである
- カ 補助金等の使途が全て非課税仕入れに該当する

【必要な提出書類】

◎アに該当する場合

<提出時期>申請時

- ・補助金の交付の申請にかかる申出書  
（「2 理由」に免税事業者である旨を記載）

<提出時期>完了報告までに

- ・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書
- ・積算内訳報告書
- ・免税事業者届出書

◎イ・エ・オ・カに該当する場合

<提出時期>申請時

- ・補助金の交付の申請にかかる申出書（「2 理由」に何に該当するのか記載）

<提出時期>完了報告までに

- ・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書
- ・積算内訳報告書
- ・課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- ・課税売上割合、控除対象仕入税額等の計算表（写し）

◎ウに該当する場合

<提出時期>申請時

- ・補助金の交付の申請にかかる申出書（「2 理由」に特定収入割合が5%を超えている旨を記載）

<提出時期>完了報告までに

- ・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書
- ・積算内訳報告書
- ・課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- ・課税売上割合、控除対象仕入税額等の計算表（写し）
- ・特定収入割合の計算表

**例 3 例 1,2 以外のケースであって、消費税相当額の補助金交付を求める場合。**

<提出時期>申請時

- ・補助金の交付の申請にかかる申出書（「2 理由」に補助金の減額申請（完了報告時）または返還をする（事業の期限までに返還する税額が確定しない場合）、時期の見込みを記載）

<提出時期>完了報告時または確定申告終了後

- ・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書
- ・積算内訳報告書
- ・課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- ・課税売上割合、控除対象仕入税額等の計算表（写し）